

各種届出等の書類における押印廃止について

標記については、厚生労働省関係省令の一部が改正されたことに伴い、押印が不要となりましたのでお知らせします。

なお、現在使用している届出等は当面の間使用できますので「印」があっても押印不要です。

従来どおり押印を必要とする書類は次のとおりです。（令和8年8月更新）

自己申告書(様式4-1①)

本来的な国民健康保険の対象者であることの申告書(様式4-1②)

退職証明書(様式4-3①)

家族被保険者資格取得調書(様式4-15)

資格確認書再交付申請書(様式4-20)

資格確認書紛失届(様式4-22)

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証再交付申請書(様式6-8②)

念書(様式7-7)

誓約書(様式7-8)

医療費貸付金借用証・医療費資金貸付金償還金領収証(様式8-4④)

出産費資金貸付借用証・出産資金貸付金償還領収証(様式8-7③)

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書